



# 島根県報

令和3年10月5日（火）

第 249 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林の指定 (森林整備課) 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 2

建築基準法の規定による道路の指定 (建築住宅課) 3

### 【公 告】

公共測量の終了 (技術管理課) 3

**告 示****島根県告示第596号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類  | 事業所の名称      | 事業所の所在地        | 指定年月日     |
|------------|----------|-------------|----------------|-----------|
| 医療法人徳洲会    | 訪問看護     | 出雲徳洲会 訪問看護ス | 出雲市斐川町直江3964-1 | 令和3年10月1日 |
|            | 介護予防訪問看護 | テーション       |                |           |

**島根県告示第597号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

安来市広瀬町布部2024

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第598号**

令和3年島根県告示第549号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西ノ島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所                       | 不明である通知の相手方 |
|--------------------------------|-------------|
| 隠岐郡西ノ島町大字別府字白島585-内1           | 近藤 房吉       |
| 隠岐郡西ノ島町大字浦郷字赤崎2220、字カンバヤ2222-2 | 上田 万次郎      |

## 島根県告示第599号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

| 路線名     | 区 間                 |                       | 道路の幅員        | 道路の延長          | 指定の年月日<br>及び番号   |
|---------|---------------------|-----------------------|--------------|----------------|------------------|
|         | 起 点                 | 終 点                   |              |                |                  |
| 13-1号道路 | 江津市嘉久志町イ1373        | 江津市嘉久志町イ1583<br>- 5   | メートル<br>13.0 | メートル<br>356.13 | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 6-2号道路  | 江津市嘉久志町イ1365<br>- 1 | 江津市嘉久志町イ1350<br>- 4地先 | 5.0~6.0      | 104.73         | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 6-4号道路  | 江津市嘉久志町イ1521<br>- 2 | 江津市嘉久志町イ1452<br>- 2   | 6.0          | 107.94         | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 6-5号道路  | 江津市嘉久志町イ1575<br>- 1 | 江津市嘉久志町イ1466<br>- 1地先 | 6.0          | 108.20         | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 6-6号道路  | 江津市嘉久志町イ1571<br>- 4 | 江津市嘉久志町イ1449<br>- 3地先 | 6.0          | 336.49         | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 6-7号道路  | 江津市嘉久志町イ1365<br>- 2 | 江津市嘉久志町イ1350<br>- 1   | 6.0          | 175.38         | 令和3年9月27日<br>第1号 |
| 5-1号道路  | 江津市嘉久志町イ1522<br>- 1 | 江津市嘉久志町イ1376<br>- 1地先 | 5.0          | 154.31         | 令和3年9月27日<br>第1号 |

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年9月24日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（都市計画図修正）

2 作業期間

令和3年7月7日から同年9月24日まで

3 作業地域

松江市の一部